

## 財政収支試算について

### 財政収支試算の概要

対象とした会計：一般会計

期間：平成 27 年度まで

基本的な考え方

- (ア) 地方交付税制度等、国、県の制度動向や、近年の社会情勢等を考慮し、現状の政策運営を継続した場合の推計結果とする。
- (イ) 平成 16、17 年度の決算を参考としながら、原則として、平成 18 年度の現計予算を基礎データとして推計を行う。
- (ウ) 歳入は款別に、歳出は性質別で推計を行う。

### 費目ごとの設定

#### 歳入

(自主財源)

##### ・地方税

地方税に関しては、景気のなだらかな回復と、今後の高齢化に伴う給与所得者の減を見込んで、平成 18 年度予算額で横ばいとする。ただし、固定資産税については、今後の評価替に伴う資産価値の目減りを想定し、3 年に 1 回の評価替とともに税収の減を見込む。結果、漸減方向をたどる。

##### ・分担金・負担金

分担金・負担金については、19 年度以降推計には繰越金を見込まず横ばいとする。

##### ・繰入金

繰入金は各年度の歳入不足額を基金から繰り入れすることとした。

(依存財源)

##### ・地方譲与税・交付金等

平成 19 年度以降は、所得譲与税 (3.7 億円) を地方税に組み入れ、漸減傾向とした。

##### ・地方交付税

地方交付税に関しては、大枠としては現行の地方財政制度が堅持され地方の財源が保障されると考えるが、地方財政計画自体の圧縮が今後計画的に(概ね 3 年に 1 回)行われるものと想定し、減少傾向(3 年ごとに 3% 減)と見込む。また、合併特例債については、その償還額の 70% が交付税算入されることから、その償還額を実額算入し、算入分だけ交付税を純増させる。

##### ・国・県支出金

平成 17 年度以降 3 年間は県合併市町村交付金を見込み、以後横ばいとする。

##### ・地方債

地方債については、原則、合併特例債を活用することとする。(計画期間内合併特例債対象事業総額 119 億 8 千 5 百万円) 恒常的な投資的経費(平成 19 年度以降毎年 15 億円)の 75% に当たる 11 億 2 千 5 百万円について合併特例債対象事業とみなし、その 95% を起債充当する。

## 歳出

### (義務的経費)

- ・人件費

平成 23 年度までは集中改革プランに基づき試算した、以後は前年度 2%減で推移する。

- ・扶助費

児童、障害者に対する扶助費が大半を占めていることから、少子化傾向と、サービスの充実を考慮し漸増とした。

- ・公債費

新発債は、毎年の投資的経費の内、恒常的な支出（15 億円）が想定される事業の 75%を合併特例債対象事業として算出した。

### (投資的経費)

- ・投資的経費

投資的経費は、概ね恒常的な支出が想定される額として、年間 15 億円を計上し、継続事業として実施される事業について年間 5 億円を計上した。

### (その他の経費)

- ・物件費

18 年度予算を基礎に、17 年度の執行率を乗じ横ばいとした。

- ・繰出金

下水、国保、老健、介護と特別会計への繰出金を想定した。総括的に各会計とも漸増で計上した。

- ・補助費等

歳出増を見込み前年度比 1%の増を見込む。

- ・その他

ほぼ横ばいで推移するものとする。歳入歳出の過不足は基金により補うこととしているため、20 年度以降基金の取り崩しとなり、19、20 年度減、以後横ばい傾向となる。

(H17 決算余剰金 H18 合併市町村振興基金積立)

## 推計結果

基金残高に着目した場合、平成 20 年以降は基金の取り崩しが必要となる。約 20 億円の基金規模を堅持できることとはなるが、行財政改革における抜本的な見直し、並びに施策の取捨選択が不可欠となる。